

チュチュリゾートウエディング ハワイ挙式規約

第1条 挙式手配契約について

- (1) お申込みいただきます海外挙式は、(株)ブライダルハウスチュチュ(以下「当社」)により手配が行われる海外挙式であり、ご参加されるお客様は当社と契約を締結していただくことになります。
- (2) 当社とお客様との海外挙式に関する契約(以下「本契約」)において、当社は、お客様がお申込みになられる挙式に必要なサービスを手配し挙式工程管理を引き受けます。
- (3) 海外挙式手配に関する本規約においては、すべて日本時間を基準として取り扱われます。

第2条 お申込み条件について

- (1) 新郎新婦ご両人様は、事前に民法に基づいた入籍が済んでいることが必要です。ただし、一部の挙式会場では、入籍が行われていないことが条件となる場合があります。(第4条(2)ご参照)
- (2) 以下の場合には、ご参加をお断りする場合がございます。
 - ・お客様が他のお客様にご迷惑を及ぼす場合。
 - ・挙式の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断した場合。
 - ・お客様もしくはご参列者が、暴力団・暴力団員・暴力団関係団体又は関係者・その他反社会的勢力であることが判明した場合。
 - ・その他、当社業務上の都合があるとき。

第3条 挙式プランについて

海外挙式のプランにおいては、別途パンフレットなどをご参照ください。尚、そのプランの一部をご利用されない場合にも、原則として払い戻しはいたしません。

第4条 挙式に伴う手続きについて

- (1) 当社が手配する海外挙式は主にプレッシングセレモニー(祝福式)形式にて行われます。この場合は、海外現地の法律上婚姻の効力はありませぬ。本契約をお申込みになられるお客様は日本出発までに日本国内の法律上婚姻が成立していなければなりません。また、挙式前に挙式会場の牧師様に婚姻受理証明書の提出が必要になる場合があります。挙式会場によっては、婚姻受理証明書を提出しないと予約の確定が行えない・挙式ができないなどの場合がございます。お客様のご都合にてこのような事態が発生した場合には、当社は一切責任を負いません。
- (2) 挙式会場によっては、海外での挙式が法律上正式な結婚となる「リーガルウエディング」が行えます。この場合、日本国内での婚姻届けはご出発前に行わないよう、当社の社員よりご案内があります。

第5条 サービス内容の変更について

当社は海外挙式契約締結後であっても、天災・戦乱・暴動・運送機関などのサービスの中止・官公署の命令・教会側の都合・その他当社の関与し得ない事由により挙式会場の使用が不可能になった場合において、挙式日程・サービス内容の変更をすることがあります。この場合、緊急の場合を除き事前にお客様に説明のうえ行います。

第6条 挙式代金の変更について

第5条のサービス内容の変更により差額が生じた場合には、料金を返還・追加徴収させていただきます。

第7条 衣裳お申込みについて

衣裳お申込みにおいては、別途「衣裳ご利用契約書」をご参照ください。

第8条 契約の解除について

- (1) お客様は、別途定める取消料をお支払いいただくことにより契約を解除することができます。
 - ① 挙式プラン取消料について／別途料金表に基づく
 - ② オプション取消料について

挙式オプション	31日～8日前	50%
	7日～4日前	80%
	3日前～当日	全額

※挙式日を基準日として計算いたします。

- (2) 挙式プランをキャンセルの際は、予約保証金をキャンセル料に充当し、予約保証金との差額を徴収いたします。ただし、キャンセル料が予約保証金よりも少ない場合は、その差額はご返金いたしません。
- (2) お客様は次のいずれかに該当する場合は取消料なしで挙式契約を解除できます。
 - ・天災地変、戦乱、暴動、運送機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、教会側の都合その他当社の関与し得ない事由により挙式の安全かつ円滑な実施が不可能となる、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - ・当社の責に帰すべき事由によりパンフレット・料金表に記載した挙式実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は違約金なしで契約を解除することができます。
 - ・天災地変、戦乱、暴動、運送機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、教会側の都合その他当社の関与し得ない事由により挙式の安全かつ円滑な実施が不可能となる、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - (4) 当社は、次のいずれかに該当する場合は本条(1)項に規定する取消料に相当する額の違約金をいただき、契約を解除することができます。
 - ・お客様が別途規定の期日までに挙式代金を支払われないとき。
 - ・お客様が第2条の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - ・お客様もしくはご参列者が、暴力団・暴力団員・暴力団関係団体又はその関係者・その他反社会的勢力であることが判明したとき。

第9条 お客様の責任について

- (1) お客様の故意・過失・法令違反・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の規約を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) 海外旅行に必要なパスポートなどの手配はお客様の責任になります。お客様ご自身の手配による旅行サービスの変更もしくは旅行中止などの理由のため挙式スケジュールの変更が必要になった場合、当社は責任を負いません。

第10条 その他

海外挙式手配に関する問題や事故の発生及び、その他の本規約に定めのない事項に関する責任の処理、解決を図る事態が生じた場合には、当社はお客様と協議のうえ対応いたします。

取消・変更料金規定

<input type="checkbox"/> プリマリエ教会	挙式日31日前より10%・15日前より25%・8日前より50%・2日前より全額
<input type="checkbox"/> キャルバリー・バイ・ザ・シー教会	挙式日61日前より20%・31日前より50%・15日前より全額
<input type="checkbox"/> セントラルユニオン教会大聖堂	挙式日31日前より50%・15日前より全額
<input type="checkbox"/> セントラルユニオン教会中聖堂	挙式日31日前より50%・15日前より全額
<input type="checkbox"/> カワイアハオ教会	挙式日41日前(土・日・祝を除く)より50%・前日より全額
<input type="checkbox"/> カウマカピリ教会	挙式日61日前より20%・31日前より50%・15日前より全額
<input type="checkbox"/> チャーチ・オブ・ゴッド	挙式日31日前より50%・7日目より全額
<input type="checkbox"/> ヌアヌCongregational教会	挙式日31日前より10%・14日前より50%・4日目より全額
<input type="checkbox"/> ホーリーナティビティー教会	挙式日31日前より20%・15日前より50%・4日目より全額
<input type="checkbox"/> モアナルア・コミュニティ教会	挙式日31日前より20%・15日前より50%・4日目より全額
<input type="checkbox"/> セント・クレメンツ教会	挙式日31日前より全額